

4 乙は、第1項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して負担する一切の責務に関する期限の利益を直ちに喪失する。

3 乙は、第1項の規定により、甲がこの契約を解除した場合においては、広告掲載料の100分の10に相当する額を違約金として、甲に支払わなければならない。

4 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

5 第1項の規定により、甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第8条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙間で協議して決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年(年) 月 日

甲 山口県
山口県知事

乙